

# 健康づくり支援薬局(仮称)※に関する 要件について

(かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の基本的機能  
積極的な健康サポート機能)

※ 名称は別途検討。積極的に健康サポート機能を発揮する薬局の暫定的な略称として、以下「健康づくり支援薬局」を用いる。

厚生労働省医薬食品局総務課

# 健康づくり支援薬局(仮称)について

健康づくり支援薬局(仮称)について、前回までの議論を踏まえた考え方は以下のとおり。

## ＜健康づくり支援薬局(仮称)の考え方＞

- 健康づくり支援薬局(仮称)＝かかりつけ薬局の機能＋積極的な健康サポート機能

## ＜健康づくり支援薬局(仮称)の定義の考え方＞

- かかりつけ薬局の基本的な機能を有することが必要ではないか。
- 以下のような健康づくり支援について積極的な取組を実施していることが必要ではないか。
  - 要指導医薬品、一般用医薬品、健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うこと
  - 地域住民が気軽に立ち寄ることができる場として健康づくりに関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医をはじめ適切な専門職種や関係機関に紹介すること
  - 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康づくりを積極的かつ具体的に支援するとともに地域の薬局への情報発信、取組支援等を行っていること。

# 健康づくり支援薬局(仮称)の要件について

- 健康づくり支援薬局(仮称)の定義や要件に関するこれまでの議論を踏まえ、以下の観点から、検討会として取りまとめる具体的な要件の考え方を整理する。
  - 1 かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的機能
    - (1) 服薬情報を一元的に管理する機能
    - (2) 24時間対応、在宅対応を行える機能
    - (3) かかりつけ医を始めとした医療機関との連携機能
  - 2 積極的な健康サポート機能
    - (1) 地域における連携体制の構築
    - (2) 薬剤師の資質
    - (3) 薬局の設備
    - (4) 薬局における表示
    - (5) 医薬品の供給体制
    - (6) 開局時間
    - (7) 健康相談・健康づくり支援

# 1 かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

(第4回検討会資料での整理の要約)

- 患者が医薬分業のメリットを十分に感じられるようにするためには、日頃から患者と継続的に関わることで信頼関係が構築され、薬のことについて、いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師がいることが重要ではないか。
- かかりつけ薬剤師がその役割を発揮できるようにするため、薬局は、業務管理や構造設備の確保、品質管理等を適切に行うことが求められるのではないか。
- かかりつけ薬剤師・薬局が備えるべき機能の詳細については、引き続き検討が必要と考えられるが、主な機能としては、以下の3つが考えられるのではないか。
  - ① 患者の服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的に管理する機能
  - ② 24時間対応、在宅対応を行える機能
  - ③ かかりつけ医を始めとした医療機関との連携機能

# 1-1(1) 服薬情報を一元的に管理する機能

## <論点>

- 患者がかかりつけ薬剤師を持つためには、かかりつけ薬剤師が対応する仕組みが構築されているとともに、勤務表の掲示などによりかかりつけ薬剤師がいつ薬局にいるか分かるなどの薬局の業務管理体制が整備されていることが求められるのではないか。
- 服薬情報の一元的管理のためには、患者がかかっている全ての医療機関を把握し、服薬情報等を適切に記録することが求められるのではないか。
- その上で、残薬管理を実施し、飲み残しのないよう丁寧な服薬指導や副作用等のフォローアップについても取り組んでいることが求められるのではないか。
- また、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つようにするためには、少なくとも初回来局時にはかかりつけ薬剤師・薬局を持つことのメリットを伝えることが求められるのではないか。さらに、患者がかかりつけ薬局として選択した薬局では、次回、処方箋を受けた際にも当該薬局に来るように伝えることが求められるのではないか。
- さらに、お薬手帳については、患者が服用中の医薬品に関する理解を深めることができる、患者が服用後の状態などを記入することでコミュニケーションのツールとして副作用等の把握等に活用できる、他の医療機関等が服用中の医薬品を把握できるといった意義があるため、その活用を促すことが求められるのではないか。また、お薬手帳を複数持つと、これらの意義を果たすことができなくなるため、一冊化、集約化に努める必要があるのではないか。

## 具体的な要件の考え方（案）

- ① 患者がその薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること。
- ② 患者がかかっている全ての医療機関を把握して、一般用医薬品等を含めた服薬情報等を一元的・継続的に把握するよう取り組み、薬歴に適切に記録していること。
- ③ 残薬管理を含め、丁寧な服薬指導や副作用等のフォローアップを実施するよう取り組んでいること。
- ④ 患者に対し、初回来局時等にかかりつけ薬剤師・薬局の意義・役割を説明し、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。
- ⑤ 患者に対し、お薬手帳の意義・役割を説明し、その活用を促すこと。また、一人の患者に複数のお薬手帳が発行されている場合には、一冊化・集約化に努めること。

## 1—(2) 24時間対応、在宅対応を行える機能

### <論点>

- いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師であるためには、原則として、開局時間外であっても24時間、患者からの相談等に対応することが求められるではないか。また、かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合には、かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師が対応することが求められるのではないか。
- また、実際に在宅に行き、在宅患者に対する薬学管理及び指導に取り組むことが求められるのではないか。

### 具体的な要件の考え方（案）

- ① 開局時間外であってもいつでも、かかりつけ薬剤師（かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合にはかかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が患者からの相談等（必要に応じ調剤を行うことを含む。）に対応する体制を整備していること。
- ② 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。

# 1－(3) かかりつけ医を始めとした医療機関との連携機能

## <論点>

- 患者の状態を継続的に把握し、患者から聞き取った情報等に基づいて、処方医に対する疑義照会や副作用・服薬情報のフィードバック、それに基づく処方提案に適切に取り組むことが求められるのではないか。
- かかりつけ医を始めとした医療関係者に対し、お薬手帳等を通じて、把握した服薬情報等を共有するよう取り組むことが求められるのではないか。(具体的な要件は、「1－(1)服薬情報を一元的に管理する機能」の「お薬手帳の活用促進」)

## 具体的な要件の考え方 (案)

患者の情報に基づいて、必要に応じ、疑義照会や副作用・服薬情報のフィードバック、それに基づく処方提案に適切に取り組んでいること。

余 白



## 2-1 地域における連携体制の構築 ①

### 【薬剤師以外の多職種や関係機関との連携】

#### ＜論点＞

- 住民からの健康に関する相談に適切に対応し、受診勧奨や紹介等を円滑に行えるようにするためには、かかりつけ医をはじめとした薬剤師以外の多職種や関係機関（医療機関、健診や保健指導の実施機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、行政機関等）と連携しておくことが必要である。
- このため、薬局で行う健康づくり支援の内容に応じて、連携が必要となる薬剤師以外の多職種や関係機関に対し、薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し、了解を得るなど、あらかじめ、顔の見える関係、連携体制を構築しておくことが必要ではないか。その上で、連絡・紹介先のリストを作成しておく必要があるのではないか。
- 特に、かかりつけ医がいる場合や健診を受けている医療機関がある場合には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応する必要があるのではないか。
- 受診勧奨や紹介の際には、薬局利用者等の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関等に文書（電子媒体を含む。）により提供することも重要ではないか。

#### 具体的な要件の考え方（案）

- ① 地域の一定範囲内の医療機関、健診や保健指導の実施機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、関係行政機関等と、あらかじめ連携体制を構築し、連絡・紹介先リストを作成していること。
- ② 健康に関する相談に対し、かかりつけ医を始めとした医療機関への受診勧奨、健診や保健指導の実施機関、地域包括支援センターや訪問看護ステーション、関係行政機関等への紹介に取り組んでいること。
- ③ 薬局利用者等の同意が得られた場合に、必要な情報を紹介先の医療機関等に文書（電子媒体を含む。）により提供するよう取り組んでいること。

## 2-1 地域における連携体制の構築 ②

### 【地域における健康増進のための各種事業への参加】

#### ＜論点＞

- 地域の行政、関連団体と連携するために、健康増進の各種事業への参加も大切である。
- 地域において、関連団体と連携するためには、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等に連携・協力し、地域の行政や医師会等が実施・協力する健康増進やその他各種事業等(くすり教育等の啓発活動、多職種との研修事業など)に主体的に参加し、健康増進に貢献していることが望まれるのではないか。

### 具体的な要件の考え方 (案)

地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等に連携・協力し、地域の行政や医師会等が実施・協力する健康増進その他の各種事業等に積極的に参加することが望ましいこと。

## 2-（2） 薬剤師の資質

### 【健康づくり支援に取り組む薬剤師の研修】

#### <論点>

- 薬剤師が、要指導医薬品、一般用医薬品等の適切な使用に関する助言や健康に関する相談応需、適切な専門職種や関係機関への紹介等を適切に実施できることが重要である。
- このため、健康づくり支援薬局(仮称)においては、一定の研修を修了した薬剤師が常駐することが必要ではないか。

#### 具体的な要件の考え方（案）

一般用医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康に関する相談、適切な専門職種や関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師が常駐していること。

## 2-（3） 薬局の設備

### 【個人情報に配慮した相談スペースの確保】

#### <論点>

- 薬局利用者が要指導医薬品、一般用医薬品、健康食品等について相談しやすい環境をつくるためには、患者・薬局利用者とのやりとりが他の薬局利用者に聞こえないよう、パーテーション等で区切るなどして、個人情報に配慮した相談スペースが必要ではないか。

#### （参考）「薬局の求められる機能とあるべき姿」

服薬指導等における患者の症状や体調の確認等に伴い、それらの情報が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、同時刻に複数の患者が来局することが想定される薬局においては、服薬指導等における患者とのやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られ、独立したカウンターにおいて服薬指導等を行っていること。

#### 具体的な要件の考え方（案）

薬局内に、パーテーション等で区切られた相談窓口を設置していること。

## 2-（4） 薬局における表示

### 【健康づくり支援薬局（仮称）であることの表示】

#### ＜論点＞

- 地域住民が気軽に相談できるよう、薬局外において、健康づくり支援薬局（仮称）であることや、一般用医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康に関する相談を行っている旨を表示し、周知することが必要ではないか。
- また、薬局内では、薬局で実施している健康づくり支援の内容を具体的に示すことが必要ではないか。

#### 具体的な要件の考え方（案）

- ① 健康づくり支援薬局（仮称）であることや、一般用医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨を薬局の外側の見えやすい場所に掲示していること。
- ② 薬局で実施している健康づくり支援の具体的な内容について、薬局内で分かりやすく提示していること。

## 2-（5） 医薬品の供給体制

### 【要指導医薬品、一般用医薬品の取扱い】

#### ＜論点＞

- 薬局利用者が要指導医薬品や一般用医薬品について相談しやすい環境を作るために、要指導医薬品及び一般用医薬品を一定数以上取り扱っていることが求められるのではないか。
- 品目数が多いと相談件数は増加するが、品目数が多くなると構造設備を拡充する必要も出てくるため、それらを考慮して、どの程度取り扱うことが適当と考えるべきか。
- 相談に対応できるよう、一般用医薬品の中分類を万遍なく取り扱うこととする場合、該当品目が少ない分類に配慮する必要があるのではないか。

#### 具体的な要件の考え方（案）

一般用医薬品等を、原則として中分類につき2銘柄以上の医薬品を取り扱っていること。

## 2-(6) 開局時間

### 【開局時間の設定】

#### <論点>

- 地域住民が相談したいと思って薬局に行っても、薬局が開局していなければ、意味がない。地域における健康づくり支援薬局（仮称）として、一定時間以上連続した開局が求められるのではないかな。
- また、平日仕事をしている社会人の相談に応じるためには、土日にも一定時間の開局が求められるのではないかな。

#### （参考）「薬局の求められる機能とあるべき姿」

近隣の医療機関にあわせた開局時間では、地域における薬局としての必要な機能を果たすことが困難であるため、患家(居宅)において薬剤管理指導業務を行う小規模薬局を除いて、原則として、薬局は、午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上連続して開局していること。

#### 具体的な要件の考え方（案）

週45時間以上開局し、平日の開局日には連続して開局（午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上が望ましい）していること、さらに土日どちらかにも一定時間開局していること。

## 2-(7) 健康相談・健康づくり支援 ①

### 【健康に関する相談内容の記録の作成】

#### <論点>

- 薬局・薬剤師が個別の薬局利用者に対して継続して健康相談に乗るためには、過去の一般用医薬品等の販売内容や相談内容を把握しておく必要がある。
- そのため、過去の一般用医薬品等の販売内容や相談内容の記録や保存が求められるのではないかな。
- 相談内容の記録にあたっては、薬剤師以外の多職種や関係機関に受診勧奨や紹介を行ったことも、適切に記録しておくべきではないかな。
- 薬局利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って一般用医薬品、健康食品の提供に努める必要があるのではないかな。

#### 具体的な要件の考え方（案）

- ① 一般用医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康に関する相談を行い、薬局利用者の状況や一般用医薬品、健康食品等の特性を十分に踏まえ、一般用医薬品、健康食品等が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき説明すること。
- ② 販売内容や相談内容（受診勧奨や紹介の内容を含む。）を記録し、一定期間保存していること。

## 2-（7）健康相談・健康づくり支援 ②

### 【健康づくり支援に関する具体的な取組の実施】

#### <論点>

- 率先して地域住民の健康づくりを積極的かつ具体的に支援をするという役割を踏まえれば、自発的に健康づくり支援の具体的な取組を実施していることが必要ではないか。（薬剤師による禁煙相談日、医師による糖尿病予防教室や栄養士による栄養相談会の開催など）
- また、地域の薬局の中で、健康づくり支援のリーダーシップを発揮するよう、地域の薬剤師会等を通じて、自局の取組を発信したり、必要に応じて、地域の薬局の取組を支援することが必要ではないか。

#### 具体的な要件の考え方（案）

- ① 積極的に健康づくりを支援する具体的な取組を実施していること。
- ② 地域の薬剤師会等を通じて自局の取組を発信し、必要に応じて、地域の薬局の取組を支援していること。

## 2-（7）健康相談・健康づくり支援 ③

### 【健康に関するポスター掲示、パンフレット配布】

#### <論点>

- 地域住民に健康情報を意識してもらうため、国、地方自治体、関連学会等が作成する健康に関するポスターの掲示やパンフレットの配布により、啓発活動に協力することが望まれるのではないか。

#### 具体的な要件の考え方（案）

国、地方自治体、関連学会等が作成する健康に関するポスターの掲示やパンフレットの配布により、啓発活動に協力することが望ましいこと。

# 參考資料

# 健康づくり支援に取り組む薬剤師の研修のイメージ

○ 健康づくり支援に取り組む薬剤師の研修は次のような内容が適切ではないか。

研修の種類	研修の目的・内容
<p>技能習得型 研修</p>	<p><b>目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者・来局者の訴え・状態に合わせた対応や地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力の養成</li> </ul> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談応需における一連のプロセスに関する技能の習得を目標としたグループ討議等による演習 プロセスの例:相談者から情報収集等を行い、以下に振り分けて提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要指導医薬品や一般用医薬品等の使用</li> <li>・医療機関への受診勧奨</li> <li>・地域の保健サービス等に関する情報提供 等</li> </ul> </li> <li>○ 各々の地域における医療機関や保健サービスの窓口等の実情の把握と連携を目標とした演習</li> </ul>
<p>知識習得型 研修</p>	<p><b>目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民の相談対応のために必要な医薬品(要指導医薬品、一般用医薬品含む)や健康食品等の知識をはじめ、地域の医療・保健等のサービスに関する知識など、地域住民の健康な生活を支援するために必要な知識の習得</li> </ul> <p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康づくり支援薬局(仮称)の基本理念について</li> <li>○ 我が国における健康増進施策について(禁煙支援、認知症施策も含む。)</li> <li>○ 要指導医薬品及び一般用医薬品概論(医薬品と予防、健康の係わりも含む。)</li> <li>○ 健康食品の制度及び最新情報(健康被害の例も含む。)</li> <li>○ コミュニケーション力の向上について</li> <li>○ 地域包括ケアの考え方と多職種・関係機関の役割・活動について</li> <li>○ 生活習慣病に関する基礎知識と関係職種との情報共有・連携について</li> <li>○ 健診など地域保健の全体像と関係職種・関係機関の役割・活動について</li> <li>○ 自治体や保険者、多職種等による健康づくり支援の先進的な取組事例について 等</li> </ul>

○ 研修修了にあたっては、試験等により一定の到達度を確認した上で修了証が交付されることが適切ではないか。

○ 上記の研修を適切に提供できる関係団体や薬局などが実施することが適切ではないか。 15



## 2-（8） その他 ①

### 【衛生材料等の取扱い】

#### <論点>

- 住民からの相談に対応し、また、衛生材料、介護用品等の提供の拠点としての役割を果たすために、介護用品や衛生材料等を取り扱うことについても要件化すべきか。
- スペースの問題も考慮し、地域の実情に応じて必要な衛生材料等を取り扱うことが適当であり、一律に一定品目を備蓄することを求める必要はないのではないか。

#### 具体的な要件の考え方（案）

（衛生材料等については、地域の実情に応じて個々の薬局において取り扱うこととし、健康づくり支援薬局の要件としては設定しない。）

## 2-（8） その他 ②

### 【一般用医薬品等に関するお薬手帳への記載】

#### <論点>

- 薬局利用者が自身が服用している保険診療に係る医薬品及び一般用医薬品等を適切に把握し、薬局以外の医療従事者がその服用状況が把握できるよう一般用医薬品等に関するお薬手帳への記載を指導することが望まれるのではないか。
- ※ 一般用医薬品等については、購入した日を薬局側が記録するのに加えて、住民自身が服用した日を記録するのがより有効な活用方法ではないか。

#### 具体的な要件の考え方（案）

薬局利用者に対し、一般用医薬品等に関するお薬手帳への記載を指導することが望ましいこと。  
（単独の要件とはせず、「1-（1）服薬情報を一元的に管理する機能」の「お薬手帳の活用促進」で読み込むこととしてはどうか。）